

# 斑鳩町立幼稚園・小・中学校における熱中症警戒アラート等対応基準

令和6年7月策定

## I・奈良県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

- 登下校時の暑さ指数の予測状況により、休業措置の検討を行うとともに、授業等を実施の際には、園児・児童・生徒の体調観察、休憩の実施、水分・塩分補給を徹底し、登下校の状況にも注意すること。
- 屋内外、空調設備の有無を問わず、全て「活動（体育の授業、部活動、クラブ活動、校外活動をいう。以下同じ）中止」とすることを教職員に周知すること。
- 部活動の公式戦については、主催者の対応・判断に従うこと。

## II・奈良県に「熱中症警戒アラート」が発表された場合

・奈良市観測地点（練習試合・合同練習時においては活動場所に最も近い観測点）において、「暑さ指数(WBGT)が31以上となる予測」がなされている場合

- 屋外など空調設備がない場所では、「活動は原則中止」とすることを教職員に周知すること。
- 特別の場合において、活動を実施する場合は、熱中症に対する注意喚起と活動実施に必要な対策の徹底を教職員に周知すること。
- 特別の場合において、活動を実施する場合は、1時間に1回程度、暑さ指数を計測し、暑さ指数（WBGT）記録用紙に記録を行うこと。

### ① 活動場所における WBGT の実測値が31以上となった場合

⇒ 「活動は原則中止」とする。

なお、活動を継続する場合は、次の「活動実施に必要な熱中症対策」を講じるとともに、生徒の体調観察、休憩・水分補給の確保、運動強度の検討を徹底すること。

＜活動実施に必要な熱中症対策＞

- ① 一時救命措置・熱中症対策に詳しい教職員等がいること
- ② 救護所の設置（保健室も可）
- ③ 救急体制の確保（緊急対応マニュアルの確認）
- ④ 空調の効いた部屋の確保
- ⑤ 管理職の許可

### ② 活動場所における WBGT の実測値が33以上となった場合

⇒ 「活動中止」とする。

- 活動中止後に帰宅させる場合は、空調設備のある場所での休憩の実施、水分・塩分補給、体調確認の後に帰宅させること。

### ③ 部活動の公式戦における対応

⇒ 主催者の対応・判断に従うこと。

「熱中症特別警戒アラート」・「熱中症警戒アラート」について

気象庁と環境省では、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予測される場合に、国民の熱中症予防行動を効果的に促すため、「熱中症特別警戒アラート」・「熱中症警戒アラート」を都道府県ごとに、発表しています。

「熱中症特別警戒アラート」は、県内の全ての暑さ指数情報提供地点で、翌日の最高暑さ指数(WBGT)が35以上となる場合等に発表されます。

また、「熱中症警戒アラート」は、県内のいずれかの暑さ指数情報提供地点で、翌日・当日の最高暑さ指数(WBGT)が33以上となる場合に発表されます。

<運動に関する指針>

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 35以上         | 「熱中症特別警戒アラート」    |
| 33以上<br>35未満 | 「熱中症警戒アラート」      |
| 31以上<br>33未満 | 運動は原則中止          |
| 28以上<br>31未満 | 「厳重警戒」(激しい運動は中止) |
| 25以上<br>28未満 | 「警戒」(積極的に休憩)     |
| 21以上<br>25未満 | 「注意」(積極的に水分補給)   |

※熱中症警戒アラートの発表状況については、環境省の「環境省熱中症予防情報サイト」に掲載されます。

学校における暑さ指数(WBGT)に応じた対応一覧

| 暑さ指数<br>(WBGT) | 熱中症予防運動指針                                           | 学校での対応                                                                                                                                                                              |
|----------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 35以上           | いのちを守る行動を取る                                         | 活動中止                                                                                                                                                                                |
| 33～34          | 運動中止                                                | 活動中止                                                                                                                                                                                |
| 31～32          | 運動は原則中止<br>※特別の場合以外は<br>中止する。<br>特に子供の場合は<br>中止すべき。 | 活動は原則中止<br><br>※特別の場合の条件(学校判断で屋内外活動を行う場合)<br>●下記の5つの要件を確認し、活動実施の可否を判断する。<br>①一時救命措置かつ熱中症対応に詳しい教職員がいる<br>②救護所の設置<br>③救急体制の確保<br>④空調の効いた部屋の確保<br>⑤管理職の許可<br>●活動中に33以上を超えたときは、活動を中止する。 |
| 28～30          | 厳重警戒<br>(激しい運動は中止)                                  | 活動中に31以上を超えた場合、上記の※特別の場合の上記5つの条件を全て満たしているかを確認し、活動継続の可否を判断する。                                                                                                                        |

※ 空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数(実測値)を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。